

人権啓発ガイドブック



「人権の世紀」へ

気づき、考え、認め合うことから



もくじ

■はじめに	01
■21世紀の世界・日本のうごき 「人権の世紀」へ。世界・日本のうごきを知ろう。	02
■愛知県のうごき 県民一人一人の気持ちで変わる！	04
■女性の人権 「女は家庭」と決めつけていませんか？	06
■子どもの人権 子どもにも、人としての自由と権利があります。	08
■高齢者の人権 高齢者と共に歩める社会へ。	10
■障害者の人権 心のバリアフリー、めざしましょう。	12
■部落差別(同和問題)と人権 部落差別(同和問題)のこと、知っていますか？	14
■外国人の人権 「ガイジン」って呼ばないで。	16
■感染症患者等の人権 偏見をなくし、正しい知識を持とう。	18
■犯罪被害者等の人権 誰もが安全に安心してらせる社会の実現をめざして。	19
■インターネットと人権 正しい知識と情報モラルを身に付けよう。	20
■ホームレスの人々と人権 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。	21
■性的少数者の人権 性のあり方は多様です。	22
■さまざまな人権 あらゆる立場で考えてみましょう。	23
■おわりに	23
■人権に関わる相談窓口一覧	24

はじめに

「人権の世紀」という言葉を聞いたことがありますか？

人はそれぞれ違った個性をもった存在であっても、自分らしく自由に生きたいという願いは同じはずです。その願いは、誰でも平等に保障されなければなりません。人は誰でも、笑顔でのびのびと生きる権利があるのです。

でも、「女は家庭」と決めつけられる、配偶者やパートナーから暴力を受ける、「外国人だから」とアパートへの入居を断られる、「しつけ」とはいえない虐待を親から受ける、学校やクラブ活動でいじめや体罰を受ける、同和地区の出身というだけで差別を受ける…など、こんなことを身の回りで見たり、聞いた

りしたことはありませんか？

21世紀は、「人権の世紀」と呼ばれています。豊かな生活を送れるようになった20世紀でしたが、一方で戦争などが続きました。真に人権が守られる21世紀にしていくためには、その基本的な「ルール」が必要です。家庭で、学校で、職場で、地域で、みんなが笑顔であるためには、どんなルールが必要なのでしょう？

さあ、いっしょに見ていきましょう。



「日本国憲法」で保障されている 基本的人権

日本国憲法は、すべての国民に自由と平等を認めています。第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。

(注)各ページに掲載しているグラフ等のデータは、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないものがあります。

21世紀の世界・日本のうごき

「人権の世紀」へ。世界・日本のうごきを知ろう。

心豊かに生きるための エネルギー。

二度の世界大戦の反省から、人権は国内の問題ではなく、国際社会全体の問題としてとらえられるようになりました。人権を守ることが平和につながるという考え方の下、人権の尊重に積極的に取り組んできました。

「世界人権宣言」は、法的な力はありませんが、全世界に向けて初めて基本的人権をうたった画期的な宣言です。その後にできた各国の憲法や法律にも取り入れられ、この宣言を中心に人権を守るうごきは大きな流れになってきました。

この宣言の精神を実現するために、国連が中心となって、国際人権規約をはじめ、さまざま

な法的拘束力のある条約がつけられ、約束を果たすために、世界各国が協力しています。このような人権に対する国際的関心が高まる中、一方で、人権が侵害される状況は続き、国連は人権文化が普遍的に構築されることをめざし、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを、「人権教育のための国連10年」としました。

人間らしく生きて幸せになりたい気持ちは、誰もが持っています。世界の一人一人の前向きな気持ちが、「人権の世紀」へのエネルギーとなっていきます。



人権教育の推進のための取組。

日本国憲法では、基本的人権を保障しています。憲法が施行されてから半世紀以上が経ち、人権を尊重する意識が国内に広まってきました。

近年、ライフスタイルの変化や国際化にともない、個人のもつ権利の意識も高まっています。

「人権教育のための国連10年」を受けて、国は国内行動計画をつくり、人権が文化として定着するよう取り組むことを示しました。この計画を基に、各地方公共団体では独自の行動計画を作成し、家庭、学校、企業、地域などで人権についての研修を推し進めています。

また、国際社会での取組も、重要な役割です。日本は、国際社会の一員としてさまざまな人権問題解決のために、積極的に役割をはたす必要があります。

「世界人権宣言」

初めて人権の保障を国際的にうたった画期的な宣言です。1948(昭和23)年、国連第3回総会で「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。

「人権教育のための国連10年」

国連は、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを、人権教育と啓発について取り組む10年と決めました。あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及などの目標をあげました。

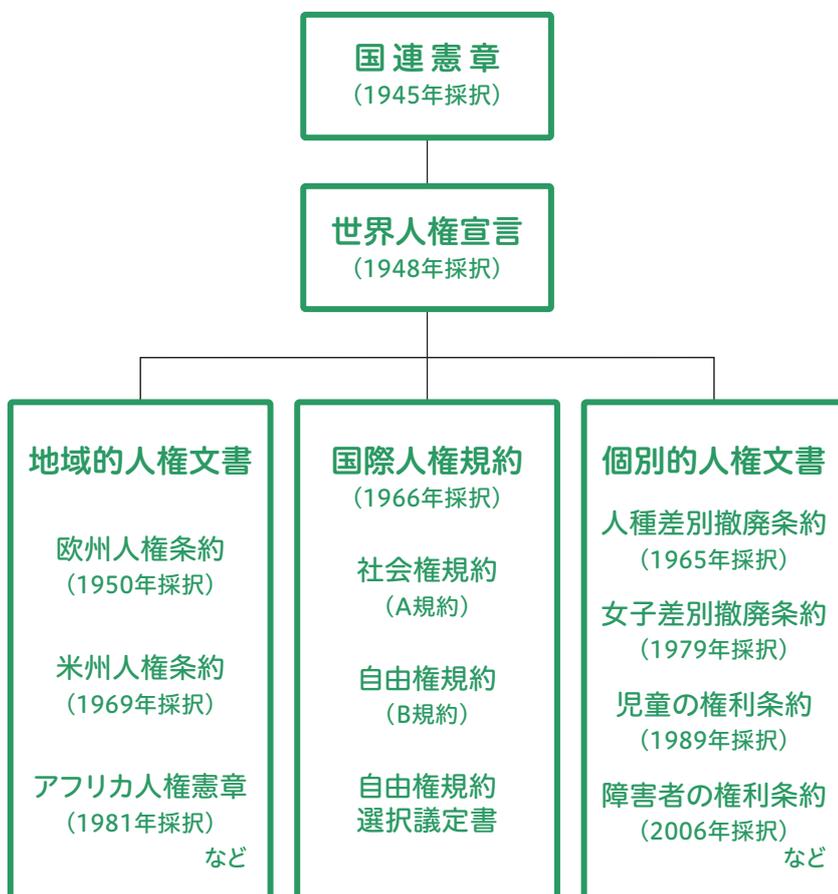
「人権教育のための国連10年」国内行動計画

政府は1995(平成7)年、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設け、1997(平成9)年に、国内行動計画を策定しました。この計画では、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人びと、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などに対する人権課題を最重要課題と位置づけ、人権教育の推進に取り組んできました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2000(平成12)年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです。

また、2002(平成14)年3月には、同法第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されました。



愛知県のうごき

県民一人一人の気持ちで変わる！

人権を尊重して、 もっと住みやすい県へ。

人権問題の解決は、国際的な関心事として認識され、その解決に向けて、国の内外を問わず、さまざまな取組が進められています。

そのような国際的潮流をふまえて、1995(平成7)年12月愛知県議会において、「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県は、人権問題の解消のためには、県民一人一人が正しい知識をもち、粘り強く努力していくことが必要であると認識し、1997(平成9)年12月5日、「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。人権の大切さを考え、人権が尊重される愛知の実現をめざすことを宣言したものです。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別(同和問題)など、その背景や経緯が多様であることから、それぞれの分

野で個々に取組を進めていましたが、さまざまな人権問題の解決のためには、人権が尊重される社会づくりを進めていくことが必要であることから、1999(平成11)年に知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、2001(平成13)年2月には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を作りました。

さらに、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるため、2022(令和4)年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

私たちは、多くのつながりの中で、相互依存しながら生きています。多様な価値観を受け入れ、お互いの人権を認め合う社会をつくっていかねばなりません。



人権教育・啓発はあらゆるところで。

愛知県では、家庭、地域社会、学校、職場などで人権について学習するきっかけを増やすとともに、インターネットでの情報提供などを積極的に行っています。

また、人権とかかわりの深い職業に従事している人（行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健職員、福祉関係者、マスメディア関係者）に対して、研修や情報提供による人権教育・啓発の充実に努めています。

さらに女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレスの人々、性的少数者等を重要課題として取り上げ、それぞれの課題について対応していくと同時に、その他のさまざまな人々の人権問題や社会情勢の変化による新しい問題についても、行動計画の趣旨に沿って的確に対応していくこととしています。

もっと住みやすい愛知県を、共につくっていくためには、このような人権の学習を通じて、県民一人一人が人権尊重の意識を身に付け、問題を自分の問題として受け止めて、具体的に実践していくようになることが必要です。

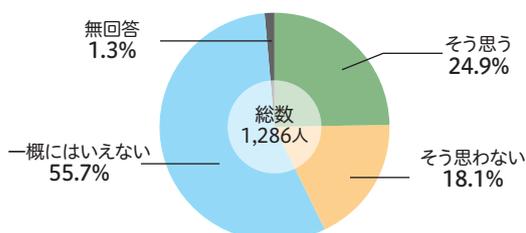
人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取組が必要だと思いますか？

（回答はいくつでも）

	全体	男性	女性	その他	答えたくない
総数	1,286	594	667	1	16
人権意識を高めるための啓発を充実させる	38.6	40.6	37.2	100.0	31.3
学校等などにおいて、人権教育を充実させる	57.3	55.4	59.2	100.0	50.0
社会に見られる不合理な格差を解消させるための施策を充実させる	37.3	37.0	37.3	100.0	50.0
社会的に弱い立場にある人を救済、支援していく	39.1	37.0	40.9	100.0	37.5
人権課題に対応する相談機関を充実させる	25.0	23.4	25.9	100.0	37.5
人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める	32.1	31.1	32.8	100.0	43.8
人権侵害に対する法的規制を強化する	29.4	30.1	28.5	100.0	43.8
個人個人自らが人権意識を高めるように努める	37.9	34.7	40.3	100.0	62.5
その他	1.3	1.2	1.5	0.0	0.0
特にない	1.8	2.4	1.3	0.0	0.0
わからない	8.2	7.9	8.4	0.0	12.5
無回答	1.6	1.0	1.9	0.0	0.0

（総数は「人」、それ以外は「%」）

今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか？



愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

人権問題への取組

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。しかしながら、近年においても、社会構造の複雑化、価値観の多様化の中で、さまざまな人権侵害が生起しており、新しい時代にふさわしい人権感覚を磨いていくことが大変重要となっています。

また、21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的な理念であって、人間の自由と平等に関する基本的な問題として取り組んでいかなければなりません。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。そして、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に21世紀を「人権の世紀」とするためには、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に取り組んでいく必要があります。

愛知県人権尊重の社会づくり条例

2022（令和4）年4月1日に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例は、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした包括的な人権条例として制定したもので、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、「基本計画の策定」や「相談体制の整備」について定めるほか、「インターネット上の誹謗中傷等」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、「部落差別に関する問題」、「性的指向及び性自認の多様性」の4つの人権課題について、個別に規定をしています。

愛知県では、条例や条例上の基本計画である「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権教育・啓発を始めとした人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

女性の人権

「女は家庭」と決めつけていませんか？

誰もが自分らしく生きていける社会へ。

ふだん何気なく使っている言葉に、性別による役割分担の考えに基づいた「男は仕事、女は家庭」という意識が残っていませんか？男女の役割を固定的にとらえる意識が、家庭や職場等においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

日本国憲法では、男女の同権・平等を定めています。また、国際連合(国連)憲章や世界人権宣言など、国際文書のなかにも男女平等はうたわれています。

しかし、たとえば国の政治の決定にかかわる国会議員は、圧倒的に男性が占めています。また、働く女性は増えていますが、日本の女性

の年齢階級別労働力率の推移は、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落してから再就職するというM字型を示しています。

このことから、仕事と家事・育児の両立がいまだに難しいため、結果的に女性の社会進出が妨げられていることがわかります。

私たちは、公の場はもちろん、個人の生活でも、性別に関係なく自由にのびやかに生きる権利があります。誰もが個性と能力を生かし、自分らしく生きていける社会にするためには、女性も男性も責任を持ち、お互いを良いパートナーとして認め、本人の意思を尊重し合うことが大切です。



私たちのまわりをよく見渡すと、家庭・地域・社会の中に、性別役割分担を前提とした仕組みや慣習がとても多いことに気づきます。たとえば、あなたはこんな会話をしていませんか。「えっ！女の子なのに工学部？」「女じゃ話わからない、男に代わってよ」。ふだん何気なく使っている言葉にも、「男は〇〇、女は△△があたりまえ」に縛られている自分に気づくこと、それが身の回りからの男女共同参画社会実現に向けての第一歩となります。

暴力は個人の問題ではなく、社会問題です。

女性に対する暴力が社会問題になっています。「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉を知っていますか？これは、配偶者やパートナーなどから受ける暴力のこと。

暴力は、たとえ親しい関係でも許されません。夫婦の間などの家庭内暴力は、個人的なこととして片づけられがちでしたが、社会全体の問題として解決していくことが求められています。

暴力は身体的なものだけではなく、誰のおかげで食べさせてもらっているんだ」「出て行け」という言葉やおどしも暴力です。また、ストーカー行為も、相手の生活の平穏や行動の自由を侵害することになります。このような言葉や行為は、心理的な痛みとして、女性に深い苦しみを与えます。

さらに、職場などで女性に「まだ、結婚しないの?」と聞いたり、容姿や年齢を話題にする、お酒の席でお酌をさせる、性的な写真を見せるなど、女性の尊厳を傷つける言葉や行動は、セクシュアルハラスメント(相手の意に反した性的な言動)と言われます。冗談や「コミュニケーションだから」という理由で許されるものではなく、女性を一人の人間として尊重することが大切です。

女性が積極的に社会参加し、安心してのびやかに生きていけるよう、一人一人が自覚を持ち、環境を整えていきましょう。

女性に関する人権上の問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか？ (回答はいくつでも)

	全体	男性	女性	その他	答えたくない
総数	1,286	594	667	1	16
固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)	43.5	37.7	48.6	100.0	50.0
職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)	47.5	46.1	48.7	100.0	50.0
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	44.2	48.5	39.7	100.0	68.8
ストーカー行為(特定の人にしょくつきまともれることなど)	26.1	29.8	21.7	100.0	56.3
結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境	51.1	45.6	56.4	100.0	43.8
ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)	26.9	25.8	26.8	100.0	56.3
家庭や職場、地域などで、女性の意見が尊重されないこと	21.3	19.5	22.6	100.0	31.3
アダルトビデオやポルノ雑誌など、女性を性の対象物ととらえる社会風潮	18.6	16.5	19.8	100.0	31.3
強制性交、強制わいせつなどの性犯罪や売買春	28.8	26.8	30.3	100.0	31.3
その他	1.6	1.2	2.1	0.0	0.0
特になし	5.1	5.6	4.8	0.0	0.0
わからない	5.8	6.9	4.8	0.0	6.3
不明・無回答	1.4	1.3	1.2	0.0	0.0

愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

(総数は「人」、それ以外は「%」)

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)

国際連合が、1979(昭和54)年に、あらゆる女性差別をなくそうと採択しました。日本は1985(昭和60)年に批准しました。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)

1985(昭和60)年に勤労婦人福祉法の一部改正により、男女雇用機会均等法が「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として成立しました。

性別を理由とする差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、事業主へのセクシュアルハラスメント対策の義務付け等を定めています。

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」

1993(平成5)年の国連総会で採択されました。女性に対する暴力とは、身体的、精神的、性的暴力行為を意味します。

女性に対する暴力は人権侵害であると認め、あらゆる暴力を禁じています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)

これまで個人的なこととして表面化しなかった配偶者等の暴力について、国内で初めて公に暴力の防止と被害者の保護をうたった法律で、2001(平成13)年に制定されました。2008(平成20)年に一部改正施行され生命・身体に対する脅迫を受けた場合でも、地方裁判所に保護命令の申立てができるようになり、2014(平成26)年からは生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、この法律の適用対象になりました。

「男女共同参画社会」

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女がともに責任を担うべき社会。このような社会を実現させるため、日本では、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律に基づき2015(平成27)年に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、長期的な政策の方向を明示し、具体的な施策を示しました。

愛知県においても、「愛知県男女共同参画推進条例」(2002(平成14)年4月施行)と「あいち男女共同参画プラン2025」(2021(令和3)年3月策定)を両輪として、行政・県民・事業者のみなさんが一体となり男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

子どもの人権

子どもにも、人としての自由と権利があります。

子どもも、
大人と同じ一人の人間です。

子どもは発達の過程にありますが、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。

よく、子どもに権利だからといって自由を認めると、わがままな人間になってしまうという意見を耳にします。しかし、権利は実際に行使されなければ意味がありません。子どもは、それぞれが権利を行使していくなかで、初めて、みんなの権利を実現するためには、どんなルールが必要なのかを学び、一人の権利主体として成長していくことができます。「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもも一人の人間として認め、子どもの意見をしっかりと聴くことが大切です。

その上で、なお、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であると認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

「しつけだから」という理由で、親などが子どもに暴力をふるい、なかには死に至らせるという児童虐待が、日本でも深刻な社会問題となっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害であるばかりでなく、次

世代に及ぶ「虐待の連鎖」を生む原因とも言われています。

また、児童買春やインターネット上での児童ポルノの氾濫など、子どもが性的に搾取される問題も深刻になっています。

さらに世界には、紛争や貧困、有害な労働により命を脅かされる子どもたちもたくさんいます。子どもの人権を守るためには、子どもにこそ必要な独自の権利が保障されなければなりません。



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、「児童権利宣言(子どもの権利宣言)」(1959(昭和34)年、国連総会採択)で認められていた子どもの権利に、「参加の権利」の考え方を加えました。参加の権利として、意見表明権や文化的、芸術的生活への参加などがあげられます。地方公共団体の中には、この参加の権利を明確に打ち出した取組も見られるようになってきました。たとえば、子ども議会の開催、児童館、公園などの建設や運営にあたっての子ども参加や、まちづくりへの自主的参加の取組などがあげられます。

「いじめ」は、 社会全体で考えていく問題です。

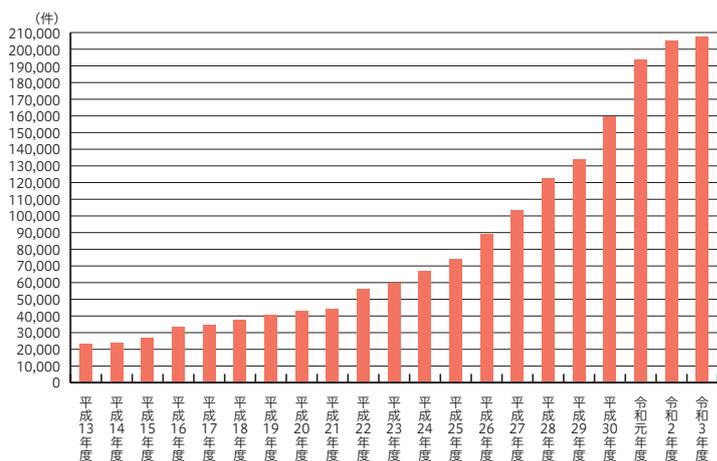
最近のいじめは、メールやSNS、ネット掲示板等を用いたものが多く、巧妙で陰湿なものから、遊び感覚で行うものまで、さまざまなケースが見られます。いじめは、自尊感情が満たされない不満の解消が、他者への攻撃や支配という形で現れたものだと言われています。

いじめられる子どもにとっては深刻な問題であり、状況によっては不登校になったり、場合によっては死をも考えたりする心理状態に陥ります。

いじめは取り返しのつかない重大な人権侵害であるにもかかわらず、ただ、他と違う行動をするなど、集団の中の異質なものであるという理由だけで始まる 경우가少なくありません。考え方や意見の違いを個性として認める人権意識を身に付けることが重要です。

また、いじめを周りで面白がってみたり、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする子どもたちも、結果としていじめに加わっていることとなります。いじめを解消するには、こういった子どもたちにも、いじめは許されないことであると、強く働きかけることが大切です。さらに、いじめは絶対に許すべき問題ではないという環境を社会全体で醸成していくことも必要です。

児童虐待相談対応件数の推移(全国)



主な虐待者(全国)

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
令和元年度	(100%) 193,780	(41.2%) 79,786	(5.4%) 10,473	(47.7%) 92,426	(0.4%) 839	(5.3%) 10,256
令和2年度	(100%) 205,044	(41.3%) 84,709	(5.3%) 10,817	(47.4%) 97,222	(0.4%) 892	(5.6%) 11,404
令和3年度	(100%) 207,660	(41.5%) 86,144	(5.4%) 11,182	(47.5%) 98,540	(0.5%) 969	(5.2%) 10,825

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)

世界には、貧しさや飢え、紛争などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。この条約は、子どもの苛酷な労働、虐待、人身売買など深刻な問題に目を向け、子どもにとって何が一番大切かを大人が考えていこうと、1989(平成元)年に国連総会で採択されました。ここでは、子どもを人格を持つ一人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障しています。さらに子どもを「発達する存在」としてとらえ、子ども独自の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障しています。日本は1994(平成6)年に批准し、子どもの人権を守るために「子どもの人権専門委員」制度を作るなど、子どもの人権を守るために積極的に取り組んでいます。

「児童虐待の防止等に関する法律」 (児童虐待防止法)

児童虐待が深刻化していることを受け、2000(平成12)年に児童虐待防止法が施行されました。この法律で児童虐待とは、児童の人権を著しく侵害するものとして、次に掲げる行為をいいます。「身体的虐待」殴る、蹴るなど、子どもの身体に加えられる暴行。「性的虐待」子どもに性的な行為を強要すること。「ネグレクト」食事を与えないなど、養育の拒否、怠慢。保護者の同居人による、虐待と同様の行為を放置すること。「心理的虐待」言葉による暴力や無視、子どもの前で行われる配偶者に対する暴力など、心を傷つける行為。

これら虐待を早期に発見しやすい立場にある関係機関や学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士などに、早期発見の努力義務が課せられています。

そして、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者には、通告の義務が課せられています。

2019(令和元)年に公布された改正児童虐待防止法では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えること、その他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないことが明記されました。

児童買春・ポルノをめぐるうごき

近年、児童買春、性的虐待、インターネットを使った幼児のポルノなどの氾濫が問題になっています。2000(平成12)年に国連で採択された「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が、2002(平成14)年に発効しました。日本でも1999(平成11)年、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)が成立しました。

「いじめの防止等に関する法律」 (いじめ防止対策推進法)

近年、いじめによる重大な事案が増えており、大きな社会問題となっています。2013(平成25)年には、「いじめ防止対策推進法」が成立し、目的や定義、基本理念が示されました。いじめに対する措置として、学校におけるいじめの防止等に関する対策を実効的に行うため、学校に複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者などにより構成される組織を置くことが明記されました。

また、学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときには、所轄警察署と連携して対処することなども義務づけられました。

さらに、2017(平成29年)3月に文部科学省は、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を新たに策定しました。基本方針やガイドラインには、いじめを受けた被害者を徹底して守り通すことや、被害者側の立場で適切な調査を進めることなどが具体的に示されました。

高齢者の人権

高齢者と共に歩める社会へ。

偏見をなくし、
やさしい言葉と発想に目を向けて。

高齢化が進むと、介護を必要とする人も増えてきます。社会保険制度の充実を図るなど、国も対策を進めていますが、まだまだ家族に介護の負担が積み重なることが多く、その結果、高齢者を虐待するという問題が起こっています。

殴る、蹴る、縛るなどの肉体的な暴力を加えるばかりではなく、言葉や態度で精神的な苦痛を与えたり、食事を与えない、世話をしないなどの虐待が起こっています。

また、家族が無断で不動産や貯金の名義を変えたり、財産をだましとったりするなどの問題も起きています。

「古い」に対して「暗い」「きたない」などというイメージをもっていないでしょうか？そのような意識が、高齢者に対する差別を生む原因になります。高齢者が安心して生きていける社会は、すべての人たちにとっても幸せな社会なのです。



高齢者の人権を守るために、ある福祉施設では、介護にあたっては、同性による介護体制を基本とし、居室を入所者の「家」として生活のノーマライゼーションを図るなどの方針をもち、入所者とのコミュニケーションについて次のような取組も行いました。

- ・職員が話しかけるときは、尊敬語、謙譲語で。
- ・入所者に何かをしてもらうときは、指示形や命令形ではなく依頼形で。
- ・入所者の居室に入るときは必ず挨拶をする。

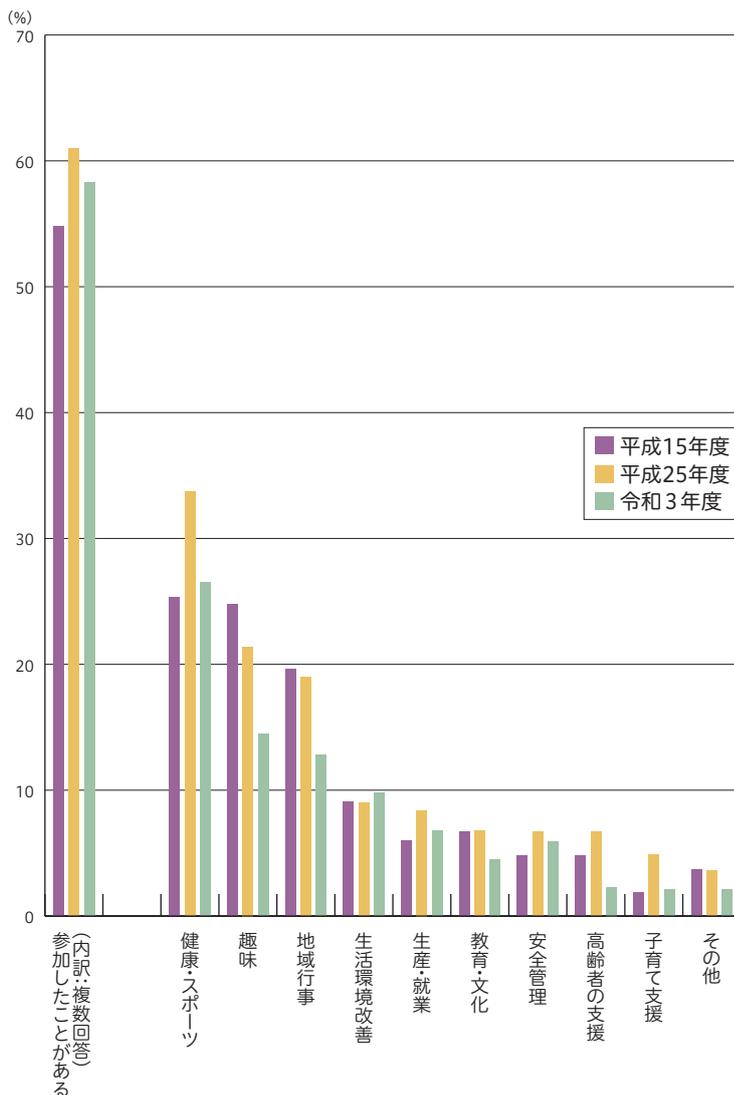
このような取組によって、認知症の入所者の方々も穏やかになっていったということです。

高齢者の社会参加を！

日本は、平均寿命の伸びや、少子化の傾向にともない、高齢化が急速に進んでいます。子育てが終わったり、仕事をやめたりしたあとも長生きする人が増えて、いかに生きがいをもって暮らしていくかが課題となっています。

豊かな気持ちで幸せになりたいのは、年齢に関係なく誰もが抱く気持ちです。「いい年をして」「もう年なんだから引退したら」といった、年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。若いころに比べるとからだの機能も衰え、不可能なことも出てきますが、社会貢献をしたい、働きたいという高齢者はたくさんいます。高齢者も社会を構成するメンバーです。それぞれの個性や能力が尊重され、高齢者が自立して生きることができる社会を実現することが求められています。

高齢者グループ活動への参加状況



内閣府 令和3年度「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」より

介護保険制度

高齢者の介護を、社会保険の仕組みにより、国民皆で支える制度で、2000(平成12)年にスタートしました。市町村が制度を運用し、保険料を徴収します。介護が必要だと認定されると、ホームヘルパーの派遣を受ける訪問介護、デイサービスセンターで入浴、食事、機能訓練などのサービスを受ける通所介護、特別養護老人ホームなどに短期間入所する短期入所生活介護などの在宅サービスや、住み慣れた地域での生活が継続できるよう2006(平成18)年から創設された地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等へ入所する施設サービスを受けることができます。ただし、地域密着型サービスについては、原則としてその市町村にお住まいの方が利用できます。

成年後見制度

自己決定権の尊重という考え方を基に、2000(平成12)年にスタートした制度で、判断能力が不十分な人の財産管理や契約などを法的に保護する制度です。後見人には、家族以外の人や法人でもなることができ、複数人でも可能です。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることを目的とした法律で、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、事業主に対して70歳までの就業機会を確保するための措置を講ずるよう努力義務を設けています。

ワークシェアリング

1人あたりの労働時間を2人以上で分けることにより、雇用を増やす方法。特に、60歳以上の雇用確保につながる方法の一つとしての事例が見られます。

ユニバーサルデザイン

近年生まれたデザインの発想。年齢、性別、国籍、人種、障害などの有無にかかわらず、すべての人々が使いやすいデザインのことで、シャンプーとリンスを区別する容器のギザギザや、だれもが使いやすい多目的トイレ、歩きやすいように電柱を地下に埋めた道路、床の低いバスなどが代表例です。それに対し、バリアフリーデザインは、障害の程度や部位によってもたらされるバリアに対処するもので、点字ブロックは、その代表例です。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあるという認識のもと、その権利利益を擁護するために、議員立法で制定され2006(平成18)年4月1日に施行されました。家族や親族等の養護者や養介護施設職員等による高齢者虐待の防止だけでなく、養護者に対する相談や指導及び助言等の支援が盛り込まれています。虐待により高齢者の生命や身体に重大な危機が生じている場合、虐待発見者に市町村への通報を義務づけており、必要なときは市町村長に自宅等への立入調査を認めています。

障害者の人権

心のバリアフリー、めざしましょう。

偏見をなくし、
やさしい言葉と発想に目を向けて。

障害のあるスポーツ選手の姿や、障害のある人が描いた絵画を目にしたとき、あなたは「障害があるのにえらいなあ」などと感心したことはありませんか？そのように思う意識の根底には、「障害者は〇〇である、障害者だから〇〇」という先入観があるのではないのでしょうか。相手の努力を認め、いたわる気持ちは、もちろん大切ですが、障害者だからではなく、一人の人間として認めることが大切です。

誰もが、いつも健康でいられるとはかぎりません。生まれたときから障害のある人、病気や

事故で障害者になる人、また、目に見える障害と見えない障害など、一概に障害者といってもその状況はさまざまです。ここで、忘れてはならないのは、「障害者は特別な存在ではない」、ということです。ですから、「かわいそうな」存在でもなければ、「がんばらなければならない」存在でもありません。障害のある、ないにとらわれず、一人の人間として相手の立場に立って考えてみるのが大切です。どんな人も、社会の中で共に生きる仲間なのです。



聴覚障害者のAさんは、ある大学の新生。大学には、ボランティア活動の「ノートテイク（記録する人）」がいて、聴覚障害者と共に授業を受けて内容を記録してくれます。ある日、同じ授業を受けている学生がノートに教授の言葉を書き留めてくれ、Aさんはさり気ない気遣いをとてもうれしく感じました。でも、大学を一步出ると、通学途中のバスの中では、手話での会話などに冷たい視線を感じたり、指を指されたりすることもしばしば。現実の社会はまだまだAさんの大学のようにはいかないようです。

どんな支援をしたらいいの？

障害のある人がそばにいと、どう接したらいいか、わからないかもしれません。そんなときは、「お手伝いしましょうか」と声をかけるのが、支援の第一歩です。相手の意思表示を受けて、手助けができます。

障害のある人は、いろいろな場面でバリア(障壁)を感じています。たとえば、車いすを利用する人にとっては、建物や駅の階段、歩道と道路の段差などがあげられます。

最近では、障害のある人を含むすべての人々にとって生活しやすい環境をつくるために、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化が進められています。

しかし、どんなに施設等が整備されても、障害のある人を特別な存在と考える意識がバリアになって、手助けをためらうことがあるとしたら残念なことです。また、相手に良かれと思って支援したことでも、コミュニケーション不足では、本人の希望に沿わなかったり、障害のある人の自立を妨げたりすることになる場合もあります。

まずは、相手の立場になって接することから始めましょう。

身体障害者が職場において障害に配慮した支援を受けていることは？



知的障害者が職場において障害に配慮した支援を受けていることは？



精神障害者が職場において障害に配慮した支援を受けていることは？



発達障害者が職場において障害に配慮した支援を受けていることは？



厚生労働省「平成30年度 障害者雇用実態調査」(複数回答可)より

「障害者の権利に関する条約」

障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由を確保するための措置をとることを定めた条約で、2006(平成18)年12月の第61回国連総会において採択され、日本は、2014(平成26)年1月に批准しました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

「障害者基本法」が2004(平成16)年6月に改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」旨が規定されました。これを具体化するために、2013(平成25)年6月に「障害者差別解消法」が成立し、2016(平成28)年4月に施行されました。

「障害者基本法」

障害者施策全般に関する理念や基本的な施策を定めた法律で、2011(平成23)年8月の改正により、障害者の定義が見直されて対象が拡大されるとともに、国及び地方公共団体は、新たに防災及び防犯、選挙等における配慮及び司法手続における配慮等について、必要な施策を講じることとされました。

「障害者総合支援法」

「障害者自立支援法」が2012(平成24)年6月に改正され、「障害者総合支援法」として、2013(平成25)年4月に施行され、障害者の範囲に難病等も加えられました。2018(平成30)年4月の法改正では、自立生活援助等のサービスが創設されました。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)

障害者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障害者の保護・自立の支援のための措置及び養護者に対する支援のための措置等を定めた法律で、2011(平成23)年6月に成立し、2012(平成24)年10月に施行されました。

この法律により、家庭内や福祉施設、職場における障害者虐待の発見者には、市町村や都道府県への通報の義務が課されました。また、市町村・都道府県には、虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」が設置されました。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)

さまざまな人が利用する公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を進めるために、2006(平成18)年に施行された国内法です。一定の地区における旅客施設や建築物、その間の経路を構成する道路や駅前広場等の一体的な整備を推進する等、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を図るために制定されました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)

障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律で、これにより、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられています。

また障害者本人に対しては、職業リハビリテーションを実施し、障害特性に応じた支援がなされるように配慮されています。

なお、法定雇用率は、原則5年ごとに見直されることになっており、2021(令和3)年3月からは2.3%に引き上げられました。

部落差別(同和問題)と人権

部落差別(同和問題)のこと、知っていますか？

部落差別(同和問題)はどうして起こったのでしょうか。

部落差別(同和問題)は、被差別部落(同和地区)などと呼ばれる地域に生まれたり、そこに住んでいたりするだけで差別されることがあるという重大な社会問題をいいます。

現代でも被差別部落(同和地区)への偏見が残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けたりするなどの問題が見受けられるところです。

被差別部落(同和地区)の起こりは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に

よって、身分や住む場所を固定していったことに由来すると言われていています。

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残っています。

こうした中、2016(平成28)年12月に部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。



インターネット掲示板には、様々な情報があふれています。その中には、被差別部落(同和地区)への偏見や差別をあおる情報を始め、個人のプライバシーを侵害する情報も含まれています。このような掲示板への書込みは、匿名で情報を発信することができることから、部落差別(同和問題)への正しい理解もなく、人権を侵害する興味本位で無責任な情報があります。インターネットを使う私たち一人一人の人権尊重の意識が、今後の大きな課題になっています。

誰もが住みやすい社会に。

「部落差別(同和問題)はそっとしておけば、なくなるのではないか」という意見もあります。しかし、基本的人権を保障した日本国憲法が定められて70年あまりが経った今も、差別はなくなったとは言えません。「そっとしておく」だけでは、人権意識は眠らされ、誤った考え方や偏見だけが情報として伝えられ、結果的に差別を助長することにもなります。

1975(昭和50)年に見つかった『部落地名総鑑』は、全国の被差別部落(同和地区)の所在地などが記載されており、身元調査をするために企業が購入していたことがわかったため、大きな社会問題となりました。また、最近でも、インターネット等で同様の情報が流れたり、企業が調査会社に依頼して身元調査を行ったという問題が起きています。

就職の採用に本籍を調べる習慣は、身元を確認するために明治時代のころからあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることも少なくありません。昔からのしきたりや習慣だからという理由で行われる身元調査は、なくしていかなければなりません。

また、部落差別(同和問題)は、単に知識として知っていても、それだけでは解決になりません。身近なことになると、「悪いとはわかっているが、他の人たちがそうなら仕方がない」など、世間体を理由に正しい判断ができなくなります。しかし、その考えは結果として差別を助長していることになるのです。

結婚や就職における身元調査など、部落差別(同和問題)は生活にかかわる深刻な人権問題です。部落差別(同和問題)の解決のためには、人権問題であるという認識をもち、誰もが生まれた場所や住む場所で人を判断することのない社会になるよう、主体的に取り組む姿勢が大切です。

お子さんのいる方にお聞きします。
あなたのお子さんの結婚をしようとする相手が
同和地区の人であると分かった場合、あなたはどのようにしますか？

	全体	男性	女性	その他	答えたくない
総数	946	432	500	0	10
子どもの意思を尊重する。親が口をだすべきことではない	47.7	50.2	45.8	0.0	30.0
親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない	23.0	24.1	22.6	0.0	0.0
絶対に結婚を認めない	2.2	23.0	2.2	0.0	0.0
家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	1.7	1.9	1.6	0.0	0.0
わからない	25.4	21.5	27.8	0.0	70.0

愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

(総数は「人」、それ以外は「%」)

部落差別(同和問題)への対応

1965(昭和40)年に出された「同和对策審議会答申」では、同和問題の解決が国の責務であり国民的課題とされました。この精神をふまえて、国や地方公共団体は、本格的に問題解決のための取組を進めました。1969(昭和44)年「同和对策事業特別措置法」以来、1982(昭和57)年「地域改善対策特別措置法」、1987(昭和62)年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と、3度にわたる特別措置法に基づいて、地域改善対策事業が進められました。これまでの特別措置法による対策は、2002(平成14)年3月をもって終了し、これ以後は、一般対策の中で部落差別(同和問題)の解決に取り組むこととなります。

人権問題としての解決へ

部落差別(同和問題)は重大な人権侵害であるとの認識の下、人権の擁護に関する施策を推進するため、1997(平成9)年「人権擁護施策推進法」が施行されました。この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、人権啓発や人権侵害の被害者救済についての審議を重ねました。

そして、1999(平成11)年7月には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が提出され、それに基づき2000(平成12)年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

また、2001(平成13)年5月には、「人権救済制度の在り方について」の答申が提出され、2002(平成14)年3月には人権擁護法案が国会に提出されましたが、2003(平成15)年10月に廃案となり、その後、2012(平成24)年11月に、人権委員会設置法案が国会に提出されましたが、同月に廃案となり、現在に至っております。

えせ同和行為

部落差別(同和問題)の解決を遅らせている問題として、えせ同和行為があります。部落差別(同和問題)を口実に、高価な書籍を売りつけたり、不当な寄付を募ったりという行為は、「部落差別(同和問題)は怖い問題である」などという部落差別(同和問題)に対する誤った意識を植えつけるおそれがあります。このような行為に対しては、毅然とした態度が重要です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

2016(平成28)年12月16日に公布・施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関し、基本理念を定めています。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することとしています。

外国人の人権

「ガイジン」って、呼ばないで。

のびのび、 外国人とコミュニケーション。

日本で暮らす外国人との間で、言葉や宗教、習慣などの違いから、さまざまな人権問題が起きています。

「外国人だから」とアパートへの入居、公衆浴場での入浴を断られたり、外国人が犯罪を犯すと、その国の人すべてが悪いような噂がたったりすることがあります。

言葉が通じないから、習慣が違うからなどといって、一律に外国人を日本人とは異なる取扱いとしてしまうことは、その人の人権を侵害することになります。

そこで、宗教上の理由から食べられないものがあったり、お酒が飲めなかったり、その国の民族衣装で学校や職場に通ったり人たちもいるということ認識し、それぞれの立場を認め合しましょう。

「どうせわかってもらえない」とあきらめてしまうのではなく、相手とコミュニケーションをとることによって、相手のことを知ることになり、逆に自分のことも理解してもらえるようになります。

大切なのはコミュニケーションです。

国際社会を支えるパートナー。

私たちは、労働によって生活の糧を得ています。そのために働く権利は、だれにも平等に保障されなければなりません。外国人労働者に対しても国籍・信条・社会的身分を理由とする賃金・労働時間・労働条件の差別的取扱いは禁止されています。

少子・高齢化社会が進む日本では、今後ますます労働力の不足が予想される中、外国人労働者の受入れが急速に拡大しています。

日本人の意識の中には、同じ言語、習慣をもつかどうかで内と外を区別し、異なる存在を排除する傾向があります。外国人を一律に「ガイジン」と呼ぶこともその表れのひとつです。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が問題となっています。ヘイトスピーチは、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりか

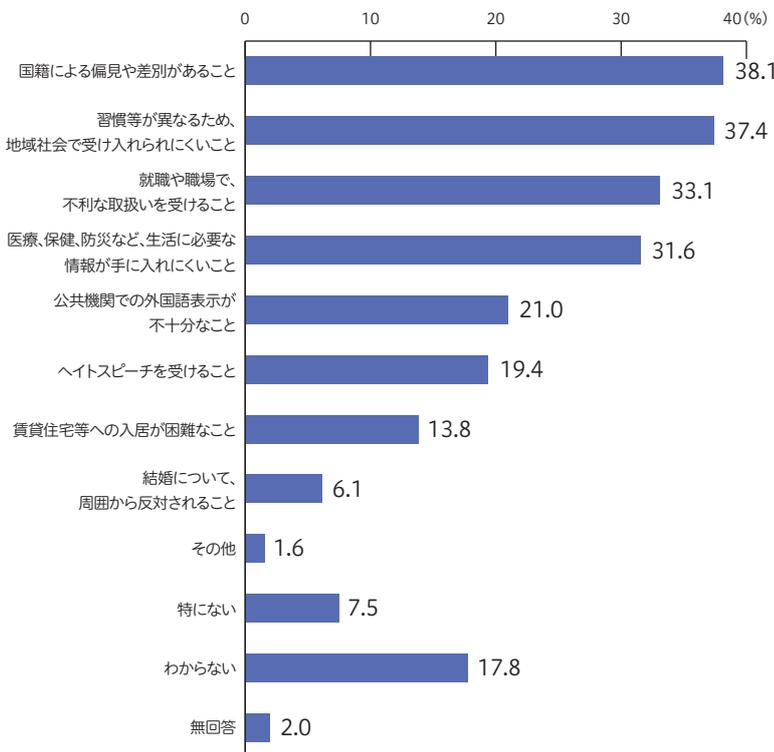


日本に滞在する外国人には、いろいろな国の人々がいます。その中には、英語を話せない人もいますし、日本語が話せる人もいます。Bさんは、日本滞在中、数え切れないほど尋ねられたことがあります。それは、「あなたはアメリカ人ですか？」Bさんは言います。「白い肌をしているからといって、みんなアメリカ人ではありません。」

ねず、許されないものです。

社会や経済のグローバル化に伴い、日本も国際社会の一員として、世界の状況と無縁ではられません。それぞれ異なった言語や習慣、文化などを認め合い、共に国際社会を支える一員として、さまざまな人権問題の解決のために協力していく必要があります。

外国人に関する人権上の問題について、現在、特に問題となっているのは、どのようなことだと思いますか？ (回答はいくつでも)



愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より



「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)

1965(昭和40)年、国連総会で採択されました。締約国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべて適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容にしています。

日本も1995(平成7)年に条約に加入し、146番目の締約国となりました。

「第4次あいち多文化共生推進プラン」

2022(令和4)年12月に策定した「第4次あいち多文化共生推進プラン」は、2023年度から2027年度までの5年間における本県の多文化共生施策の方針や考え方を示したものです。国籍や民族などのちがいがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会である、多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりを目指しています。

本プランでは、「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発の社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」の4つの施策体系を柱として、様々な施策を実施することとしています。また、重点的な取組の方向性として、「安全・安心な暮らしを支える体制の強化」、「持続可能な地域日本語教育推進体制づくり」、「外国人県民の活躍促進」、「多文化共生への理解促進」の4つを掲げ、取組を推進することとしています。

「多文化共生社会づくり推進共同宣言」

2004(平成16)年11月の東海三県一市知事市長会議で、愛知、岐阜、三重の各県知事と名古屋市市長が、多文化共生の地域づくりを、住民、NPO、企業等の協力を得ながら、連携・協働して進めよう、宣言を行いました。

宣言では、在住外国人が国籍を問わず個人として尊重され、基本的な人間生活を営むためには、教育・労働・社会保障・医療など、在住外国人が抱える様々な課題を早急に解消すべきとの認識も示しています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

2016(平成28)年6月3日に公布・施行されました。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動いわゆるヘイトスピーチを解消するため地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動について、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされています。

感染症患者等の人権

偏見をなくし、正しい知識を持とう。

目をそらさないで考えてみましょう。

ハンセン病は、らい菌による慢性の感染症です。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば後遺症もなく治癒します。しかし、1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまで患者が療養所に隔離され、顔や手足に変形が起きることや、遺伝する怖い病気という誤解から偏見や差別を受けてきました。その後2001(平成13)年、隔離政策が不当だったことが裁判で明らかになりました。

しかし、病気が治ったにもかかわらず、ほとんどの人が偏見・差別、後遺症、高齢化などのために、療養所での生活を余儀なくされています。

また、2009(平成21)年に施行され、2019(令和元)年に一部改正された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」で、ハンセン病患者であった者等及びその家族に対して、ハンセン病に関わることを理由に、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが定められました。

我が国の肝炎ウイルス感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人存在すると推定されており、「国内最大級の感染症」と言われています。

肝炎は、治療を行わないまま放置しておくとも慢性化し、肝硬変や肝臓がんへと重症化する疾患です。主に血液を介して感染するため、日常生活では感染することはほとんどありませんが、感染経路に対する間違った知識から、肝炎患者等に対する差別や偏見が存在しています。

エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染症で、免疫不全によりさまざまな病気が発病した状態をいいます。感染者の血液や体液を介して感染する病気で、日本では性行為により感染するケースがほとんどです。

エイズに関する正しい知識は普及してきましたが、感染経路や立場によって、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見はまだ根強く残っています。

このように、病気に関する知識や情報がないままに、感染者や患者が差別されることがあります。

政府は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「肝炎対策基本法」による、人権を尊重した政策を進めています。

また、最近では、新型コロナウイルス感染症に関して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷などが、大きな社会問題となっています。

「よく知らないから」「自分には関係ないから」と距離を置いてしまったり、病気に対する不安や恐怖から、相手を傷つけるような言動をしてしまったりすることのないよう、正しい知識を持つことが、感染症患者等の人権を守ることにつながります。

犯罪被害者等の人権

誰もが安全に安心してくらす社会の実現をめざして。

犯罪等により被害を受けられた方やその家族又は遺族の多くは、命を奪われたり、身体を傷つけられたり、財産を奪われたりという直接的な被害だけではなく、その後も様々な被害に苦しめられます。

被害に遭ったことによる精神的なショックに加え、高額な医療費や弁護士費用の経済的負担、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担などが強いられます。

また、興味本位なうわさや中傷、プライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感、更には治療や回復の過程での配慮に欠ける対応などの二次被害に悩まされています。

このような状況の中、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、その後、この基本法に基づき、支援の具体的施策をとりまとめた犯罪被害者等基本計画が4次にわたり策定され、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援の強化が図られています。

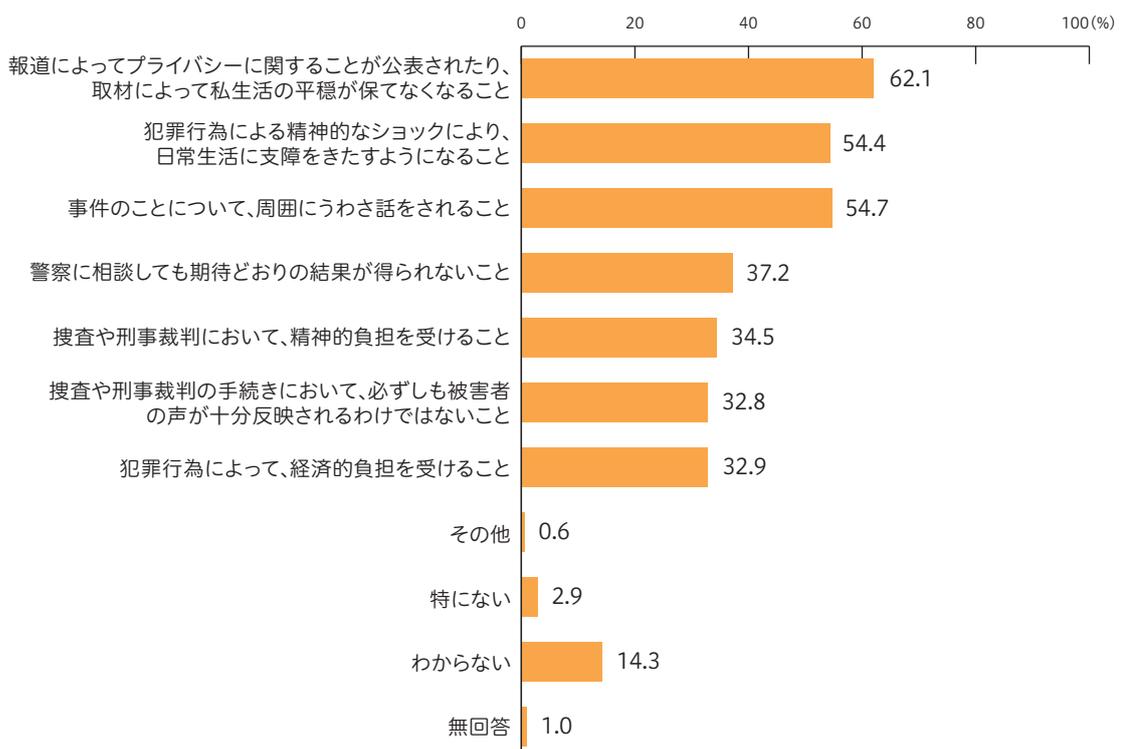
愛知県では2022(令和4)年に愛知県犯罪被害者等支援条例を施行しました。

県民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があります。

犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには、私たち一人一人が犯罪被害者等の声に耳を傾け、理解を深め、人権に配慮していくことが何よりも大切です。

犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題について、
現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか？

(回答はいくつでも)



愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

インターネットと人権

正しい知識と情報モラルを身に付けよう。

インターネットの利用者は年々増加しています。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器の急速な普及により、いつでもどこでもインターネットに接続することができるため、インターネットが私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で、大きな存在となっています。

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うことで、インターネット上での人権侵害が発生したり、社会的にも大きな影響を及ぼしたりする場合があります。

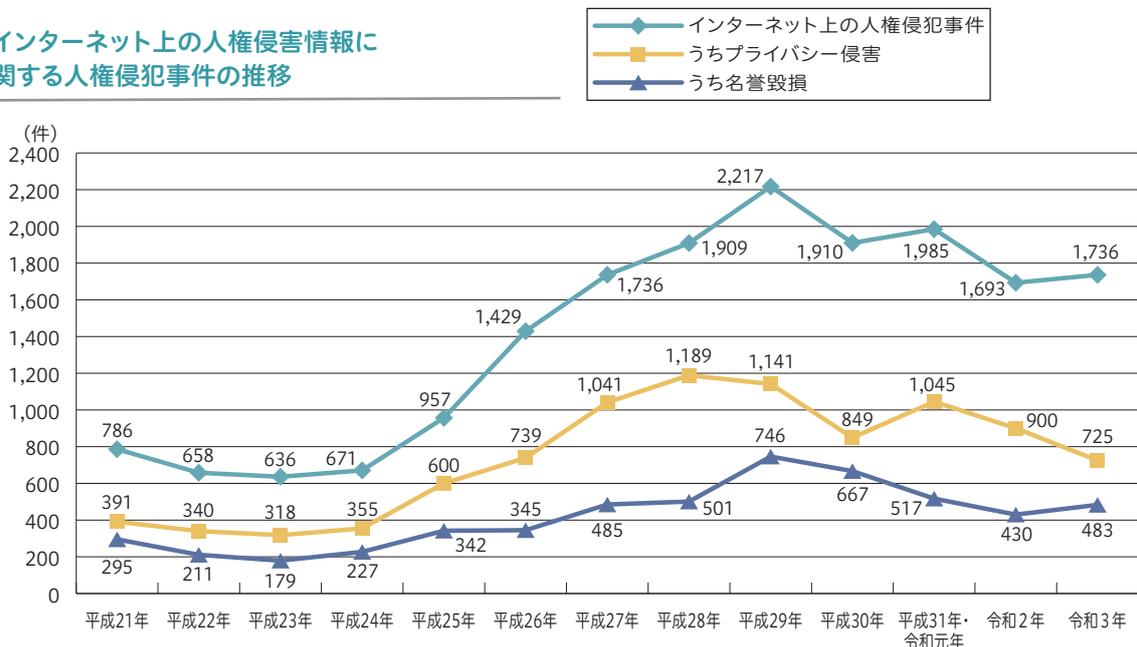
たとえば、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を悪用して、他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長するような表現、わいせつ画像や残虐な画像など有害な情報の掲載、個人情報の流

出などが挙げられます。

このようなインターネットによる人権侵害の増加に伴い、2002(平成14)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任法)が施行されました。この法律により、インターネットによって自己の権利を侵害されたとする人が、プロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や、書き込みをした者の情報の開示請求ができるなどの対策がなされました。

インターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人一人が他人の人権を侵害しないよう個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、情報の収集、発信における責任を自覚し、情報モラルを身に付けることが求められます。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の推移



法務省「令和3年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」より

ホームレスの人々と人権

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。

やむを得ない事情でホームレスとなり、路上生活などを余儀なくされている状況にある人々があります。失業などが原因で、住むところが無くなったり、悪質な金融業者などの取り立てから逃れようとしたケースなど、その事情はさまざまです。

高齢や健康状態の悪化等により仕事に就くことが難しい、また、家族や親族との連絡が途絶えており、連帯保証人がみつからないために住宅を借りることができないなど、自立の意思があるにもかかわらず、社会復帰が容易にできないという問題もあります。

また、ホームレスの人々に対する偏見・差別意識による嫌がらせや、心ない若者等による暴力事件が発生するなど、ホームレスの人々に対する人権を侵害する事例が後を絶ちません。

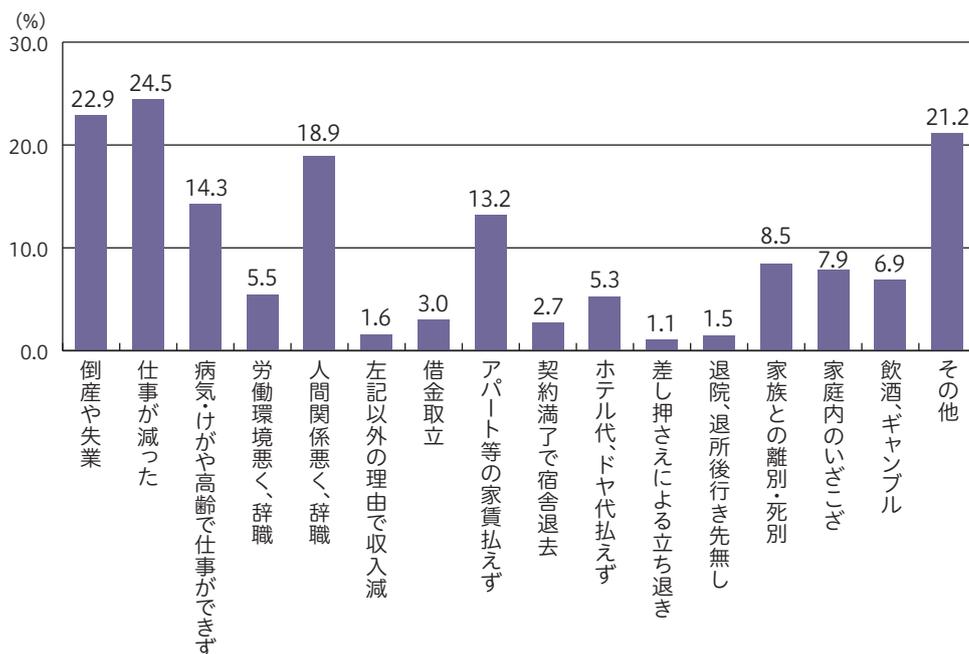
このような中、差別や偏見等による地域社会

との問題解消とホームレスの人々への自立を支援することを目的として、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されました。さらに、ホームレスの人々を含めた生活困窮者に対して包括的な支援を実施するために、2015(平成27)年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、これらの法に基づき、ホームレスの人々に対するさまざまな自立に向けた支援が進められています。

しかし、ホームレスの人々の自立を社会全体が受け入れ、健康で文化的な生活をおくることができるよう支援していくためには、社会福祉政策の充実だけでなく、私たち一人一人がホームレスの人々に関する問題について正しく理解し、人権への理解を深めることが何よりも大切です。

今回の路上(野宿)生活をするようになった主な理由は何ですか？

(回答はいくつでも)



厚生労働省「令和3年度 ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」より

性的少数者の人権

性のあり方は多様です。

「男性は、男性の特徴のある身体を持ち、いわゆる男性らしい行動をし、女性を好きになる。女性は女性の特徴のある身体を持ち、いわゆる女性らしい行動をし、男性を好きになる。」と考えられがちですが、社会には身体の性と心の性が一致しない人たちや同性愛、両性愛などの人たちがいます。こうした性的少数者の人たちは、自らの性を認めること、また、性的指向に対する差別や社会生活上の制約などの様々な問題に苦しみ、自分を大切に思えない、自殺未遂のリスクが高いなど、社会の中で生きづらさを感じています。

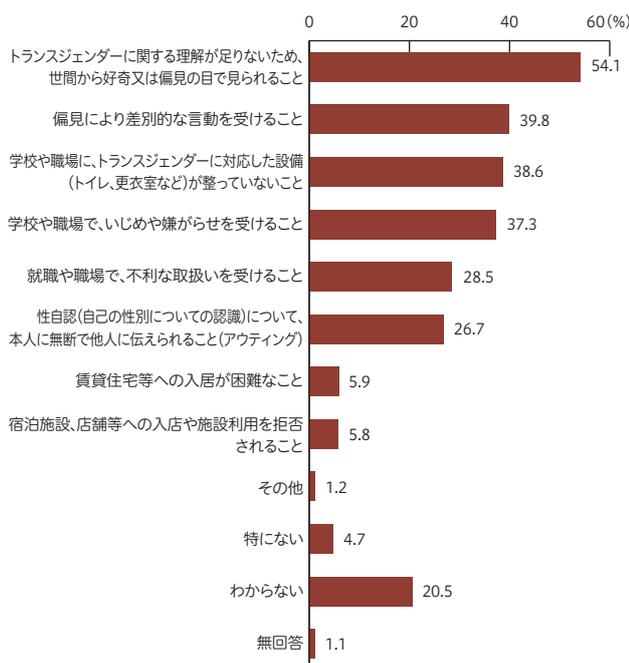
そのような中、日本においては、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの

特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになりました。

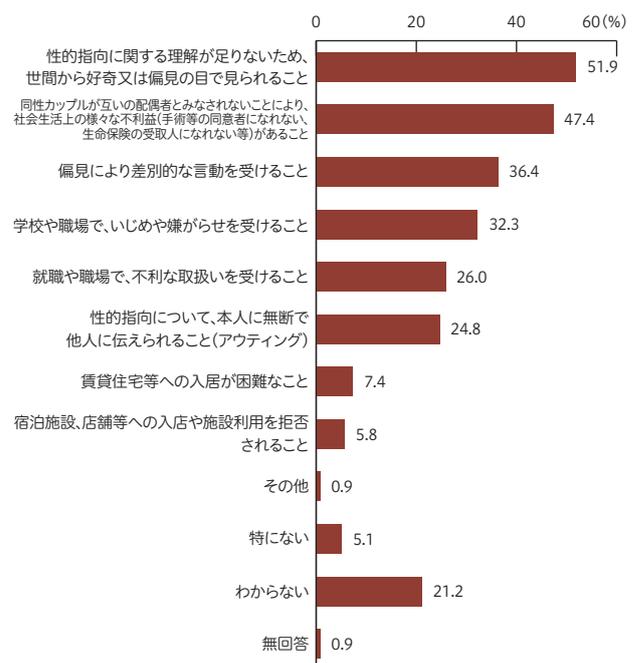
また、2008(平成20)年には、性自認及び性的指向に基づいた人権侵害をなくすよう求め、全ての人への人権の促進と保護を訴える声明が国連総会に提出され、日本政府もこの声明に賛同しました。

私たち一人一人が、性の多様性について正しく理解し知識を深めることにより、性的少数者の人たちが、好奇や偏見の目で見られることなく、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現することが求められています。

出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きるトランスジェンダーに関する人権上の問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか？
(回答はいくつでも)



性的指向(異性愛、同性愛、両性愛等)に関する人権上の問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか？
(回答はいくつでも)



愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

さまざまな人権

あらゆる立場で考えてみましょう。

立場を超えて、わかりあいましょう。

社会にはさまざまな立場の人々がいます。私たちは、とかく自分とは違う立場の人を「異質」とみなし、排除しようとする傾向があります。しかし、これからの私たちに求められているのは、多様性を認め合い、すべての人々の人権が保障された社会をつくることです。そのためには、相手を知ることが大切です。

たとえば、アイヌの人々は固有の言語を持ち、伝統的な儀式や祭事など、豊かな文化を持っていますが、今でも民族の違いから、就職や結婚で差別されることがあります。

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見があり、就職の際の差別など、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況があります。

また、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致や人身取引などの問題のほかにも、震災等の災害に起因する偏見や差別、相手を不快にさせ尊厳を傷つけるハラスメントなどの問題が取り上げられるようになりました。

おわりに…



性別、年齢、国籍、宗教、文化、言語…と一人一人はみな違います。しかし、すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されなければなりません。人権という視点から改めて身の回りの現象を考えたとき、解決しなければならない、さまざまな問題が見えてきます。また、人権をとりまく社会情勢は急激に変化しており、新たな問題も発生しています。

人権の尊重は、いつの時代も決して変わることはない、普遍的な文化としていかなければなりません。お互いの違いを認め合い、相手の人権を尊重し合う「多様性の社会」や「共生の社会」を創造することが、偏見や差別のない、人権が文化として定着した、真の「人権の世紀」の実現につながります。

人権に関わる相談窓口一覧

人権に関わる相談

(差別、暴力・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害など)

■あいち人権センター	TEL.052-954-6806
■名古屋法務局人権擁護部	TEL.052-952-8111
女性の人権ホットライン	TEL.0570-070-810
子どもの人権110番	TEL.0120-007-110
外国人権相談ダイヤル	TEL.0570-090911
(平日9:00~17:00(年末年始を除く)英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)	
全国共通人権相談ダイヤル	TEL.0570-003-110
■名古屋法務局の各支局	
名古屋法務局	
・春日井支局 TEL.0568-81-3210	・刈谷支局 TEL.0566-21-0086
・津島支局 TEL.0567-26-2423	・豊田支局 TEL.0565-32-0006
・一宮支局 TEL.0586-71-0600	・西尾支局 TEL.0563-57-2622
・半田支局 TEL.0569-21-1095	・豊橋支局 TEL.0532-54-9278
・岡崎支局 TEL.0564-52-6415	・新城支局 TEL.0536-22-0437

女性に関わる相談

■女性の人権にかかわる相談	・女性の人権ホットライン(名古屋法務局)	TEL.0570-070-810
■ストーカーに関する相談	・ストーカー110番(愛知県警察)	TEL.052-961-0888
■男女雇用機会均等法に関する相談	・愛知労働局雇用環境・均等部指導課	TEL.052-857-0312
■配偶者等からの暴力(DV)に関する相談	・愛知県女性相談センター	TEL.052-962-2527
	・「DV相談ナビ」短縮ダイヤル	#8008
	・男性DV被害者ホットライン	TEL.080-1555-3055
	・DV相談 +	TEL.0120-279-889

子どもに関わる相談

■子どもの人権にかかわる相談	・子どもの人権110番(名古屋法務局)	TEL.0120-007-110
■児童虐待に関する通告	・児童相談所虐待対応ダイヤル	TEL.189
	・各市(区)町村役場	
■子どもの教育やいじめに悩む児童生徒・保護者からの悩み相談	・教育相談こころの電話((公財)愛知県教育・スポーツ振興財団)	TEL.052-261-9671
■いじめ等に悩む児童生徒・保護者からの相談	・子どもSOSほっとライン24	TEL.0120-0-78310
■学業、不登校、いじめ、非行等の教育相談	・一般教育相談(愛知県総合教育センター)	TEL.0561-38-2217
■特別な支援を必要とする児童生徒等の養育、就学等の相談	・特別支援教育相談(愛知県総合教育センター)	TEL.0561-38-9517
■いじめや不登校などに関する相談	・家庭教育(いじめ・不登校)相談(県教育委員会あいちの学び推進課)	TEL.052-961-0900
■障害児の就学に関する相談	・障害児就学相談(県教育委員会特別支援教育課)	TEL.052-954-6792
■少年に関する様々な悩みごと、困りごと相談	・ヤングテレホン(愛知県警察)	TEL.052-764-1611

高齢者に関わる相談

■高齢者虐待に関する相談	・各市(区)町村役場
■高齢者の介護、福祉、保険、医療などに関する各種相談	・各地域包括支援センター

障害のある人に関わる相談

■身体・知的障害に関する相談	・中央児童・障害者相談センター	TEL.052-961-7253	FAX.052-950-2355
・愛知県の各児童・障害者相談センター	・海部児童・障害者相談センター	TEL.0567-24-2134	FAX.0567-24-2229
	・知多児童・障害者相談センター	TEL.0569-31-0121	FAX.0569-31-0131
	・西三河児童・障害者相談センター	TEL.0564-27-2889	FAX.0564-27-2816
	・豊田加茂児童・障害者相談センター	TEL.0565-33-0294	FAX.0565-33-2212
	・新城設楽児童・障害者相談センター	TEL.0536-23-8051	FAX.0536-23-7367
	・東三河児童・障害者相談センター	TEL.0532-35-6150	FAX.0532-54-6466
■障害者の日常生活で抱える各種相談	・障害者110番(愛知県身体障害者福祉団体連合会)	TEL.052-228-6670	FAX.052-228-8506
■障害者虐待に関する相談	・愛知県障害者権利擁護センター(愛知県福祉局福祉部障害福祉課)	TEL.052-954-6294	FAX.052-954-6920
	・市町村障害者虐待防止センター		
■障害者差別に関する相談	・県のすべての相談窓口		

■精神障害に関する相談	・愛知県精神保健福祉センター ・各保健所	TEL.052-962-5377 (下記一覧を参照してください)
■発達障害に関する相談	・あいち発達障害者支援センター(愛知県医療療育総合センター内)	TEL.0568-88-0849 FAX.0568-88-0964
■福祉サービスに関する苦情相談	・愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会	TEL.052-212-5515

外国人に関わる相談

■外国語人権相談ダイヤル	・名古屋法務局	TEL.0570-090911 (平日9:00~17:00(年末年始を除く)英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)
■外国人のための生活に関する各種相談	・(公財)愛知県国際交流協会あいち多文化共生センター	TEL.052-961-7902 (月曜日~土曜日10:00~18:00(祝日、年末年始を除く)ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語を含む14言語)

感染症患者に関わる相談

■エイズに関する健康相談	・愛知県エイズ情報センター	TEL.052-972-9200
■肝炎に関する各種相談 肝疾患相談室(愛知県の4大学病院内)	・名古屋市立大学病院 ・愛知医科大学病院 ・藤田医科大学病院 ・名古屋大学医学部付属病院	TEL.052-858-7138 TEL.0561-61-1878 TEL.0562-93-2279 TEL.052-741-2111
■ハンセン病に関する相談	・愛知県保健医療局健康医務部健康対策課	TEL.052-954-6268

犯罪被害者に関わる相談

■犯罪被害者支援に関する総合案内	・愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室	
■性犯罪被害者のための相談	・性犯罪被害110番(愛知県警察)	TEL.0120-67-7830(愛知県内からのみ通話可能) #8103(短縮ダイヤル)
■犯罪被害者のためのこころの悩み相談	・ハートフルライン(愛知県警察)	TEL.052-954-8897
■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	・ハートフルステーション・あいち(愛知県警察) ・性暴力救援センター日赤なごや なごみ	TEL.0570-064-810(愛知県内からのみ通話可能) TEL.052-835-0753 #8891(愛知県内からのみ通話可能)

インターネットに関わる相談

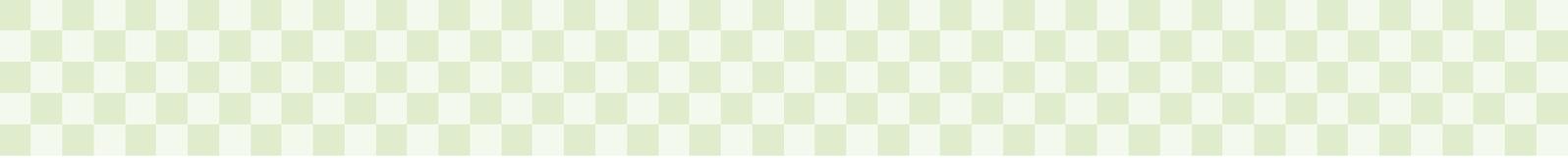
■誹謗中傷や人権侵害などに関する相談	・違法・有害情報相談センター	https://www.ihaho.jp/
--------------------	----------------	---

ホームレスに関わる相談

■ホームレス支援に関すること	・各市の生活困窮者自立支援窓口、又は福祉相談センター(尾張・海部・知多・西三河・新城設案)
----------------	---

その他

■心の健康・メンタルヘルス相談	・あいちこころほっとライン365(こころの健康に関する相談) ・愛知県精神保健福祉センター ・各保健所	TEL.052-951-2881 TEL.052-962-5377 (下記一覧を参照してください)
■性同一性障害、性的指向に関わる相談(いずれも専門の相談窓口ではありませんが、お話を伺っています)		
○心の健康相談に応じています	・愛知県精神保健福祉センター	TEL.052-962-5377
○学校生活に関する相談に応じています	・教育相談こころの電話((公財)愛知県教育・スポーツ振興財団)	TEL.052-261-9671
		心の健康・精神障害 総合相談電話
■愛知県の保健所	・瀬戸保健所 ・春日井保健所 ・江南保健所 ・清須保健所 ・津島保健所 ・半田保健所 ・知多保健所 ・衣浦東部保健所 ・西尾保健所 ・新城保健所 ・豊川保健所	TEL.0561-82-2158 TEL.0561-21-1699 TEL.0568-31-0750 TEL.0568-34-1699 TEL.0587-56-2157 TEL.0587-55-1699 TEL.052-401-2100 TEL.052-400-2499 TEL.0567-26-4137 TEL.0567-24-6999 TEL.0569-21-3340 TEL.0569-24-4699 TEL.0562-32-6211 TEL.0562-32-1699 TEL.0566-21-9337 TEL.0566-22-1699 TEL.0563-56-5241 TEL.0563-54-1299 TEL.0536-22-2205 TEL.0536-23-5999 TEL.0533-86-3626 TEL.0533-85-9699
■医療に関する相談	・医療安全支援センター	TEL.052-954-6311



愛知県民文化局人権推進課

〈2023年4月〉

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎3階
TEL.052-954-6167 FAX.052-973-3582 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>